

ビジネスインキュベーション施設等調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ビジネスインキュベーション施設等調査業務

2 委託業務の目的

県内のビジネスインキュベーション施設等のあり方について、将来的に持続可能な創業支援体制を検討するため、民間施設等の活用可能性を調査する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年9月30日（月）まで

4 委託業務の内容

本委託業務は、上記2の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(1) アンケート調査

- ・ 県内 coworking space 運営事業者やインキュベーション施設運営事業者に対するアンケート調査を行い、本県におけるビジネスインキュベーション施設に対するニーズや、施設運営における課題、必要な支援策等を把握すること。なお、アンケート調査の対象は 30 者以上とする（「(2) ヒアリング調査」の対象先は含まない。）。
- ・ 主な調査内容は、施設の主な利用者、事業内容、事業スキーム、事業課題、事業リスク、事業展開の将来像、県に求める創業支援施策、県への創業支援に関する要望、テック系企業が求める施設および支援、ビジネスインキュベーション施設の管理運営に対する関心等とし、県と協議の上、決定すること。
- ・ 発送するアンケート調査依頼書（A4紙1ページ・片面印刷・白黒）、アンケート調査票（A4紙6ページ程度、両面印刷・白黒・ホチキス留め）を印刷すること。
- ・ 発送用および返送用封筒の記載事項は、県からの調査依頼であることがわかるようにすることとし、県と協議の上、決定すること。
- ・ アンケートの回答方法は、郵送またはオンラインによる回答を予定するが、受託者と県の協議の上、決定すること。
- ・ 郵送による回答の返送先は、受託者または受託者が用意する窓口とすること。
- ・ 回答期限については、県と協議の上、決定すること。
- ・ 回答期限を過ぎても回答がない場合は、対象者に回答の催促を行い、8割以上の回答を得ること。
- ・ 県および受託者の役割分担は以下のとおり。

作業内容	県（インキュベーション推進課）	受託者
アンケート対象先の選定		○
アンケート対象先の確認	○	
アンケート原稿の作成		○
アンケート原稿の確認	○	
アンケート結果の納品		○

(2) ヒアリング調査

- ・県内コワーキングスペース運営事業者、インキュベーション施設運営事業者、当該業務の目的に合う関係事業者や関係機関等に対するヒアリング調査を行い、ビジネスインキュベーション施設に対するニーズや、施設運営における課題、必要な支援策等を把握すること。なお、ヒアリング調査の対象は20者以上とする。
- ・主な調査内容は、施設の主な利用者、事業内容、事業スキーム、事業課題、事業リスク、事業展開の将来像、県に求める創業支援施策、県への創業支援に関する要望、テック系企業が求める施設および支援、ビジネスインキュベーション施設の管理運営に対する関心等とし、県と協議の上、決定すること。
- ・ビジネスインキュベーション施設の管理運営に対する関心を示す施設については、事業イメージ、事業リスク、事業展開の将来像等を把握すること。
- ・ヒアリングの日程調整は受託者が行うが、可能な限り、県とともに訪問し、実施すること。
- ・「(1) アンケート調査」を受けて、ヒアリング調査の対象となる場合は、協議の上、対象件数を決定する。
- ・県および受託者の役割分担は以下のとおり。

作業内容	県（イノベーション推進課）	受託者
ヒアリング対象先の選定		○
ヒアリング対象先の確認	○	
ヒアリング内容の作成、日程調整		○
ヒアリング内容の確認	○	
ヒアリング結果の納品		○

(3) 調査結果等の分析（8月末まで）

以下の項目の分析結果について、8月末までに速報を提出すること。

- ①アンケート調査およびヒアリング調査の結果
- ②県外インキュベーション施設・コワーキング施設の事例調査
- ③起業者（ITを活用した事業者に限らない。）が求める創業支援のニーズ調査
- ④その他上記2の目的を達成するために必要な調査

(4) 報告書の作成（9月末まで）

- ・調査結果等の分析に基づいた調査報告書を1部作成すること。
- ・報告書には、調査結果の分析による「県立ビジネスオフィスの必要性」、「県立ビジネスオフィスにおける民間運営に関する提案」、「起業者創出のための民間施設等の活用可能性」、「企業の成長に向けた課題」を含めること。なお、調査結果の分析は、必要に応じてビジネス系、テック系それぞれのニーズや課題を俯瞰できるように整理すること。
- ・印刷物は県イノベーション推進課へ納品することとする。

5 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施ス

ケジュールを県に提出すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 本業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託事業の終了までに県に返却することとする。
- (4) 委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果品を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。
- (6) 本業務の成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。）は、県からの委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとする。
- (7) 受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。